

継続協議項目の検討の方向性について

※ 表中、下線部分は、前回（第28回（H23. 11. 30））での発言

具体的検討項目	論点（課題、問題点等）	主な議論
「④常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方」（議会運営に関すること）＋「⑫議員間の自由討議」（議会運営に関すること） 予算特別委員会及び決算特別委員会における議員間の自由討議		
	【これまでの論点】 ○ 議会の3つの機能を発揮するため、多様な民意を代表する28名の議員により構成される議会が持つ本来の強みを発揮するため、その仕組みの1つとして、予算特別委員会と決算特別委員会に議員間の自由討議を導入してはどうか。 ↓ 「質疑」を行った後に、対象となるテーマを絞るなどした上で「委員間で討論」を行い、その結果を委員会の審査結果報告に盛り込むこととし、平成24年3月定例会の予算特別委員会から実施 なお、実施方法の詳細を検討することとする。 ↓ ○ どのタイミングで行うか？ ① 会計ごと	【以前の会議での決定・確認事項】 「④常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方」から ○ 予算及び決算の審査のあり方については、まずは常任委員会の機能強化の取組を行うこととして、当面は現行の審査方法（当初予算及び本格予算並びに決算については特別委員会を設置して審査する。）を継続することを決定 (第10回（H22. 11. 25）) 「⑫議員間の自由討議」から ○ 議員間で議論を尽くすため自由討議を行うようにすることとし、まずは常任委員会で取り組んでいくことを決定 なお、自由討議の対象の設定方法、議論の進め方等については、今の段階ではルールづくり、制度設計を行わず、まずは各常任委員会に委ねて実施してもらうこととし、将来において各常任委員会での実施状況等を踏まえて検討していくことを決定 (第14回（H23. 01. 26）) 【これまでの主な発言】 ○ 予算や決算の審査を終えた段階で、議員間の討論、意見交換をやったほうが、より充実したものになるのではないかと。 ○ 我々28名の議員は市民の負託を受けて議員となっている。市民が直接参加する

	② 会計ごと。ただし、特別会計は一括 ③ 全会計一括 など ○ 日程をどうするか？ ① 現行の審査日程（５日）のままか ② １日増やす など ※会期との関係も併せて検討する。	ものではないが、議員が議員間で討論をやっていくことによって、市民の意見なり、要望なりを政策に反映させることができる。 ○ 討論で賛成、反対を言うだけではなく、委員が全員で予算や決算の全体を見据えて討論する場というものは非常に大事だと思う。 ○ <u>委員間討議を行う目的として、議事機関としての説明責任を果たすことにつながっていくという部分は非常に重要である。</u> ○ <u>委員間討議を行って、本会議での委員長の審査結果報告の中で、こういう議論があったということを報告する必要がある。</u> ○ 予算や決算の全体については、議論が多岐にわたっていくと、收拾がつかなくなるおそれがあるが。 ○ 議論が多岐にわたってしまうとまとまらなくなるので、例えば委員長がいくつかのテーマを提案するなど、テーマを絞り込むことをしてもよい。 ○ 委員間で議論する共通のテーマを絞り込むことができるだろうか。 ○ <u>審査をしていきながら、委員長の判断でテーマの候補をピックアップしていくというやり方も考えられる。</u> ○ <u>委員間討議を行うタイミングについて</u> ・ <u>会計ごとに行う。</u> <u>日をおいたら、もう一度振り返る必要がある。</u> <u>会計ごとのほうが、委員はそれに集中しており、いわば熱の冷めないうちに委員間討議を行うことができる。</u> <u>全会計の質疑が終わってから一括して行くと、セレモニー的なものになってしまうおそれもあるのではないかと。</u> ・ <u>全会計一括して行う。</u>
--	---	---

		<u>きっちりとその日を設けて行ったほうがよいのではないか。</u> ・ <u>その他</u> <u>委員間討議に入る前に、自分の中や会派での論点整理などのため、少し時間をとる必要はないか。</u> ○ <u>日程について</u> ・ <u>委員間討議を行う日として1日設けてはどうか。</u> ・ <u>各日の会議時間を長くとるなど工夫をすれば、現行の5日間でよいのではないか。</u> ・ <u>どのタイミングで行うにしても、日程はもう1日設けたほうがよい。</u> ○ <u>委員間討議を行う際の当局の出席は、部長級がおればよいのではないか。</u> ○ 現状では、1人会派の議員は予算特別委員会や決算特別委員会の委員になることはできないが、これをどうするか。 ○ <u>現行の会派をもとにした運営をしていくことを決めているので、委員外発言の方法を用いるしかないのではないか。</u> ○ 意見を言ったら蜂の巣をつついたような状態になってしまうようではいけない。意見を出せる雰囲気ということもきちんとやっていかなければいけない。 ○ <u>委員が本当に意見を出し合えるには、ルールが必要。</u>
「⑱人事案件の審議のあり方」（議会運営に関すること）		
	【これまでの論点】（前々回と前回の意見交換から）	【これまでの主な発言】（前々回と前回の意見交換から） ○ <u>当局から説明された内容しか判断材料がなかった。</u>

	○ 審議に必要な情報とは ○ 審議を尽くすこと・公開の原則と個人情報保護との調整 ○ 審議日程の工夫	○ <u>職歴は説明されるが、その人個人の人となりというのを出すべきではなかったか。</u> ○ <u>公募の場合は特に、学歴と職歴だけではどこの誰かもわからないような状態であり、判断は難しい。顔写真を付けるというのは難しいか。</u> ○ <u>提案の段階では、その人はあくまでも候補者という立場であり、否決の場合もあり得る。公募の場合は、その人がどのような状況（現在勤めている会社や周りに伝えていないということもあるかもしれない。）で応募されているのかということも考える必要がある。</u> ○ <u>その方のプライベートな部分を審議情報としてどこまで出すことができるか議会も考えなければいけない。</u> ○ <u>議会側も慎重に取り扱わなければいけない。</u> ○ <u>当局側も、欠格事項とか、そういう調査をしっかりとしていただきたい。</u> ○ <u>事前に秘密会とした上で説明がされるが、秘密会であるので、議員は疑問点があったとしても、自ら問い合わせることができない。このような場合は、議会から当局を通じて問い合わせるなどの工夫が必要。</u> ○ <u>議会側も秘密会の運用を厳格にしていく必要がある。</u> ○ <u>当局の考え方として示された、副市長の人事案件の場合には資料をいただいてから議決までの間に一定の期間をおくというのは、議会側としても考慮する時間をとることができるようになる。</u> ○ <u>副市長の場合も、一定の期間をおかず、他の人事案件と同様にしたほうがよいのではないか。</u>
--	--	--